

山口県産業廃棄物処理施設整備資金融資要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中小企業者又は組合に対し、産業廃棄物を資源化再生利用及び処理するための施設の整備に要する資金の融資を行うことにより、産業廃棄物の資源化再生利用及び適切な処理の促進を図り、もって良好な生活環境の確保に資することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に掲げる会社又は個人並びにこれらに準ずる者で知事が特に融資の必要があると認めたものをいう。

(2) 組合

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づいて設立された組合及びその他の法律に基づいて設立された組合であってその構成員の3分の2以上が中小企業者であるものをいう。

(3) 取扱金融機関

別表に掲げる金融機関をいう。

(融資を受ける者の資格)

第3条 この要綱により融資を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件をすべて備えた者とする。

(1) 産業廃棄物を資源化再生利用又は処理を行う中小企業者又は組合。

(2) 県内に工場又は事業場（以下単に「事業場」という。）を有し、原則として当該事業場を6箇月以上操業していること。

(3) 自己資金のみでは、産業廃棄物の資源化再生利用施設及び処理施設を整備することが困難であること。

(4) 事業税を滞納していないこと。

(5) 当該施設の整備工事に着工していないこと。ただし、知事が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(融資の対象)

第4条 融資の対象となる経費は、次の各号に掲げる施設及びこれに付属する設備であって専ら産業廃棄物の資源化再生利用及び処理の用に供するものの設置又は改造に要する経費とする。

(1) 産業廃棄物の資源化再生利用施設

産業廃棄物を破砕、溶融成型、油水分離、更生等の方法により資源化再生利用するための施設

(2) 産業廃棄物の処理施設

産業廃棄物を焼却、脱水、乾燥、固型化、中和、凝集、分解等の方法により処理するための施設

(3) 産業廃棄物の収集・運搬、保管施設

産業廃棄物を収集、分別若しくは保管するための施設及び産業廃棄物を運搬するための車輛

(4) 産業廃棄物の最終処分施設

産業廃棄物を埋立処分する最終処分場（土地の取得を除く。）及び埋立用機材

(5) ダイオキシン低減施設

(6) その他知事が特に必要と認める施設

(融資の条件)

第5条 融資の条件は、次の各号に定めるところによる。

(1) 融資限度額

ア 資源化再生利用施設、処理施設（ただし、「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定する規制対象施設に限る。）及び最終処分施設については、一の事業場につき2,000万円とする。ただし、知事が特に必要と認めた場合は3,000万円とする。

イ 処理施設（ただし、「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定する規制対象外施設に限る。）、収集・運搬施設及び保管施設については、一の事業場につき500万円とする。ただし、知事が特に必要と認めた場合は1,000万円とする。

(2) 融資利率 年2.1パーセントとする。

(3) 融資方法 証書貸付とする。

(4) 融資期間 融資額が1,000万円未満については5年（うち据置期間1年）、1,000万円以上については7年以内（うち据置期間1年）とする。

(5) 償還方法 原則として元金均等月賦償還、利子後払いの方法とする。

(融資の申込み)

第6条 融資を受けようとする者（以下「融資申込者」という。）は、取扱金融機関所定の申込書類のほか、山口県産業廃棄物処理施設整備資金融資認定申請書（別記第1号様式。以下「融資認定申請書」という。）に同様式に定める書類を添えて取扱金融機関に提出しなければならない。

2 融資を受けようとする者は、前項の規定により取扱金融機関に融資認定申請書を提出するに当たっては、あらかじめ保健所若しくは県環境政策課と事前協議を行うものとする。

(融資の認定等)

第7条 取扱金融機関は、前条第1項の規定による融資認定申請書を受理したときは、融資の適否について審査の上、別記第2号様式により知事に回付するものとする。

2 知事は、前項の規定により融資認定申請書の回付があったときは、その内容を審査の上融資を行うことが適当であると認めたときは、預託金の額等について取扱金融機関に通知するものとする。

(原資の預託)

第8条 県は、この要綱による融資を実施するために必要な資金の一部（以下「原資」という。）を取扱金融機関に預託するものとする。

2 前項の預託は、前条第2項の通知に係る融資額又は毎年度末の融資残高につき、当該取扱金融機関に対して行うものとする。

3 前2項に定めるもののほか、原資の預託利率及び預託金の運用等については、県と取扱金融機関とが契約で定める。

(取扱金融機関の協調融資)

第9条 取扱金融機関は、前条第1項の規定により原資の預託を受けたときは、預託金（貸付金）に別に定める協調倍率を乗じた金額以上の額を産業廃棄物処理施設整備資金として融資するものとする。

2 取扱金融機関は、次の各号に定めるところにより融資を行わなければならない。

(1) 融資条件は、第5条及び第11条に定めるところによる。

- (2) 融資を行うに当たっては、次条各号に掲げる事項の遵守をその条件とすること。
 - (3) 融資を行うに当たっては、歩積両建預金及び相互掛金の条件を付してはならない。
 - (4) 取扱いに当たっては、他の業務との区分を明確にしておくこと。
- 3 取扱金融機関は、融資の決定を行ったときは、直ちに山口県産業廃棄物処理施設整備資金融資決定報告書（別記第3号様式）を知事に提出するとともに、融資申込者に対しその旨を通知しなければならない。
- 4 取扱金融機関は、融資を実行したときは、直ちに山口県産業廃棄物処理施設整備資金融資台帳（別記第4号様式）を知事に提出しなければならない。
- （融資を受けた者の遵守事項）

第10条 融資を受けた者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 融資資金は、融資目的以外の目的に使用しないこと。
 - (2) 産業廃棄物処理施設整備計画を変更しようとするときは、あらかじめ産業廃棄物処理施設整備計画変更承認申請書（別記第5号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。ただし、知事が特に認めた軽微な変更については、この限りでない。
 - (3) 産業廃棄物処理施設整備工事に着工したときは、速やかに産業廃棄物処理施設整備工事着工届（別記第6号様式）を知事に提出すること。
 - (4) 産業廃棄物処理施設の整備が完了したときは、完了後30日以内に産業廃棄物処理施設整備完了報告書（別記第7号様式）を知事に提出する。
 - (5) 融資に係る経理を常に明らかにするとともに、資金の支払いを証明する書類を整理保存しておくこと。
- （一時償還）

第11条 知事は、融資を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合であって融資資金の全部又は一部を一時に償還させる必要があると認めるときは、その旨を取扱金融機関に指示するものとし、取扱金融機関は、融資を受けた者に対し、当該指示に係る融資資金を一時に償還させるための措置をとるものとする。

- (1) 融資申込みの際に提出した書類に不実の記載があったとき。
- (2) 融資資金を融資目的以外の目的に使用したとき。
- (3) 正当な理由がなく、処理施設の整備を中止し、又は着工若しくは完工を著しく遅延させたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、融資の継続が不相当と認められる事実があったとき。

2 知事は、前項の規定により指示した取扱金融機関に対し、当該指示に係る融資資金に対応する預託金の返還を命ずることができるものとする。

（報告及び調査）

第12条 知事は、必要があると認めるときは、取扱金融機関又は融資を受けた者に対し、報告を求め、又は帳簿その他の関係書類、処理施設等を実地に調査することができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 山口県産業廃棄物処理施設整備資金融資要綱（昭和48年6月1日制定。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

3 この要綱の施行の際、旧要綱により現に融資を受けている者及び産業廃棄物処理施設整備資金申込書を知事に提出している者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、昭和55年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年2月2日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和57年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年9月10日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年10月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年12月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年9月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年11月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年9月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年12月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年8月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年12月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 11 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条第 3 号関係）

取 扱 金 融 機 関
株式会社 山口銀行
株式会社 西京銀行
株式会社 もみじ銀行
東山口信用金庫
萩山口信用金庫
西中国信用金庫
商工組合中央金庫（県内支店に限る。）

山口県産業廃棄物処理施設整備資金融資認定申請書

年 月 日

山口県知事 様

住所（所在地）
氏名（名 称）
代 表 者

山口県産業廃棄物処理施設整備資金融資要綱により融資の認定を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

事業場名			業 種	
所 在 地			資本金又は 出 資 金	
事業開始			従 業 員	常時 人 臨時 人
納税状況	年 度	所 得 税	事業税額	納 付 額
	年度	円	円	円
融資申込金	所 要 金 額	自 己 資 金	融資申込額	本融資以外からの補助金融 資申込及び借入金金
	円	円	円	円
産 業 廃 棄 物 処 理 施 設 の 概 要	整備しようとする 施設の名称・能力			
	処理等の方法			
	施設整備による 効果			
	整備の期間		年 月 日着工 年 月 日完了	

添付書類

- 1 納税証明書
- 2 廃棄物の処理計画書及び処理工程図（フローシート）
- 3 事業場の平面図、配置図及び付近の見取図
- 4 融資対象施設の見積書、設計図、仕様書及びカタログ

第 年 月 日 号

山口県知事 様

取扱金融機関

山口県産業廃棄物処理施設整備資金融資認定申請書の送付について

このことについて、下記の者から融資申込がありましたので、関係書類を送付します。

記

融資申込者の氏名又は名称	
審査意見 融資の適否についての 取扱金融機関の意見及 び融資不適当と認める 場合はその理由	
貸付予定額	本融資 円 その他 円
貸付予定日	原資預託後直ちに 年 月 日

添付書類
山口県産業廃棄物処理施設整備資金融資認定申請書及び関係添付書類

山口県産業廃棄物処理施設整備資金融資決定報告書

第 号
年 月 日

山口県知事 様

取扱金融機関

融資決定したので、下記のとおり報告します。

記

1 被融資者の氏名又は名称

2 融資金額 円

3 貸付予定日 年 月 日

山口県産業廃棄物処理施設整備資金融資台帳

[illegible]

産業廃棄物処理施設整備計画変更承認申請書

年 月 日

山口県知事 様

住所（所在地）
氏名（名 称）
代 表 者

年 月 日付け融資認定通知に係る施設整備計画を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

施設の名称	
融資年月日	年 月 日
変更の内容	
変更の理由	

添付書類 変更に係る施設の内容等が把握できる処理計画書、処理工程図（フローシート）、配置図、設計図、仕様書等を添付すること。

注 1 「融資年月日」欄は、金融機関から融資を受けた日を記入。

注 2 「変更の内容」欄及び「変更の理由」欄は、できるだけ詳細に記入すること。

産業廃棄物処理施設整備工事着工届

年 月 日

山口県知事 様

住所（所在地）
氏名（名 称）
代 表 者

年 月 日付け融資認定通知に係る産業廃棄物処理施設整備工事に着工したので、
下記のとおり届け出ます。

記

着 工 年 月 日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日
工 事 費	円（借入金 円）
その他参考事項	

添付書類 工事請負契約書、売買契約書等の写しを添付すること。

（注） 施設設備工事は、取扱金融機関からの融資決定通知後に着工すること。

産業廃棄物処理施設整備完了報告書

年 月 日

山口県知事 様

住所（所在地）
氏名（名 称）
代 表 者

年 月 日付け融資認定通知に係る産業廃棄物処理施設の整備が完了したので、下記のとおり報告します。

記

事業場名					
所在地					
施設の名称					
事業費	当初見積額	円		精算額	円
	借受額	円		その他融資 自己資金	円 円
借入年月日	年 月 日		金融機関	銀行 金庫 支店	
着工年月日	年 月 日		完了年月日	年 月 日	
施設整備後の 効果					

注 1 この報告書は、施設整備完了後 3 0 日以内に提出すること。（提出しない場合は、利子補給を受けることができない。）

注 2 写真の枚数が多い場合は、別の用紙に貼り付けて添付すること。

写真貼付欄

施 設 整 備 後 の 状 況